

令和4年6月15日

職員 各位

最高裁判所事務総局経理局厚生管理官

令和4年度現況届の提出等について（お知らせ）

令和4年6月1日からの児童手当法等の改正により、児童手当（特例給付）について、所得上限限度額（児童手当法施行令第7条記載の扶養親族等又は児童がないときは858万円、扶養親族等又は児童があるときは858万円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額）が設けられましたが、所得上限限度額を超える場合であっても、児童手当法及び同規則に基づく現況届の提出が必要であることは、既にお伝えしていたところです。

今般、6月1日以降に、現況届ではなく、所得上限限度額超過を理由とする受給事由消滅届が提出された事例があり、その取扱いについて、児童手当を所管している内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室に確認したところ、現況届の提出が原則であるが、受給事由消滅届が提出された場合には、それによって消滅の処分もなし得るとの回答がありましたので、お知らせいたします。この場合、消滅の処分を受ければ、現況届を提出しないことによる不利益を被ることがなくなります。

なお、受給事由消滅届の書式については、別添のとおりです。

(表面)

児童手当・特例給付 受給事由消滅届

※ 受付年月日

・

・

提出年月日

・

・

殿

受給者	(ふりがな) 氏名		生年月日	・	・
	住所	〒 - 電話 ()			

消滅した受給事由	1. 受給者が日本国内に住所を有しなくなった
	2. 受給者が児童と別居することとなった(単身赴任の場合を除く)
該当するものを○で囲んで	3. 未成年後見人でなくなった
	4. 父母指定者でなくなった(児童の生計を維持する父母等の帰国)
消滅した受給事由	5. 児童について、次の事実が生じた
	① 死亡した
	② 監護しなくなった
	③ 生計を同じくしなくなった
	④ 生計を維持しなくなった
	⑤ 日本国内に住所を有しなくなった(留学を理由とするものを除く)
	⑥ 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所
⑦ その他 ()	
6. その他 ()	

5 の場合における児童の氏名	
----------------	--

消滅事由の発生した年月日	・	・
--------------	---	---

備考	
----	--

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

(裏面)

注意

- 1 児童が15歳に達する日以後最初の3月31日を経過したことにより、児童手当又は特例給付の受給事由が消滅した場合、この届を提出する必要はありません。
- 2 5の⑥は、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合又は15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合は該当せず、この届を提出する必要はありません。